

令和4年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議

日時：令和4年11月10日（木）午後2時～
場所：豊田市役所東庁舎6階 教育委員会会議室

議事次第

1 開会・福祉部長 挨拶

2 委員・オブザーバー紹介

席次表参照

3 令和4年度の協議会の進め方について

本資料(P.1)

4 令和4年度協議会 第1回会議における意見の整理について

本資料(P.2)

5 議事内容

(1) 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

①後期（令和5～7年度）の取組について（協議）

本資料(P.3)、別添資料1

○身寄りのない市民が安心して入所・入院できる環境整備について

本資料(P.4-7)

- ・豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況

○とよた市民後見人の育成・共働について

本資料(P.8-11)、参考資料1

- ・養成講座カリキュラムの見直し

- ・くらし応援資金の活用（案）

○懸案事項（新たな後見活動の担い手確保）について

本資料(P.12-17)

<送付資料>

① 次第

② 席次表

③ 本資料 第1回会議本資料

④ 別添資料1 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直し成果物のイメージ（案）

⑤ 参考資料1 とよた市民後見人養成講座カリキュラム最終案

⑥ 参考資料2 令和4年度中間報告

⑦ 意見書 ※委員のみ

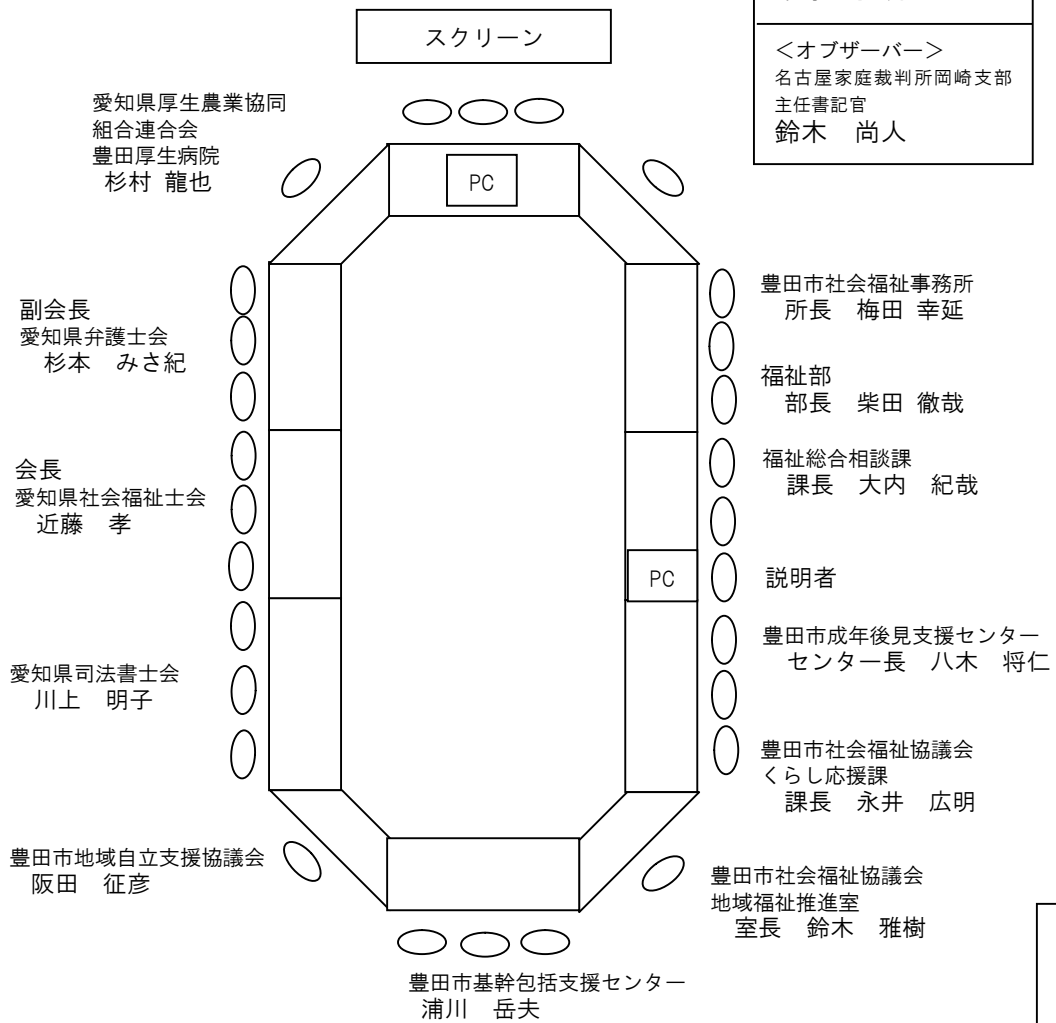
日時：令和4年11月10日（木）午後2時～
 場所：豊田市役所東庁舎6階 教育委員会会議室

令和4年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議

席次表

リモート参加

豊田加茂医師会 柴原 弘明
<オブザーバー> 名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官 鈴木 尚人



出入口

令和4年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議・本資料

令和4年11月10日（木）
豊田市 福祉部 福祉総合相談課
豊田市成年後見支援センター

- 1 令和4年度の協議会の進め方について …… P. 1
- 2 令和4年度協議会 第1回会議における意見の整理について …… P. 2
- 3 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて …… P. 3
後期（令和5～7年度）の取組について 【別添資料1】
- 4 身寄りのない市民が入所・入院できる環境整備について …… P. 4 – 7
・豊田市地域生活意思決定支援モデル事業の進捗状況
- 5 とよた市民後見人の育成・共働について …… P. 8 – 11
・養成カリキュラムの見直し 【参考資料1】
・くらし応援資金の活用（案）
- 6 懸案事項（新たな後見活動の担い手確保）について …… P. 12 – 17

第1回 7/29

① 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

- ・2年間の取組評価
- ・中間見直しポイント整理

② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・市民後見人の活動報告
- ・市民後見人の受任要件
- ・養成講座の見直しの検討

③ 豊田市地域生活意思決定支援生活モデル事業の構想案について

- ・検討体制の報告

④ 豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・令和3年度実績報告(参考資料)

第2回 11/10

① 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

- ・中間見直し(案)の協議

② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・養成講座カリキュラムの見直し
- ・くらし応援資金の検討

③ 豊田市地域生活意思決定支援生活モデル事業の構想案について

- ・試行実施の報告

④ 豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・令和4年度中間報告(参考資料)

第3回 2/7

① 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

- ・中間見直しの承認

② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・令和5年度事業計画の承認

③ 豊田市地域生活意思決定支援生活モデル事業の構想案について

- ・試行状況の報告

④ 豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・令和4年度実績見込み報告

豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

○高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり

- ・ 障がい者虐待を市役所の関係部署と連携して取り組むことが必要。特に施設従事者や使用者による障がい者虐待については、事業所指定権限をもつ障がい福祉課の関与が必要。

○くらし応援資金の活用

- ・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォロワーの研修費用として活用してほしい。
- ・ くらし応援資金の使い道の明確化が必要。

とよた市民後見人の養成・共働について

- ・ 市民後見人養成講座の見直しについては家庭裁判所との調整が必須。見直しの必要性や養成講座の内容について、早い段階から家庭裁判所に説明する必要がある。
- ・ 専門職から市民後見人へのリレー案件は専門職にも負担があるため、センターから積極的に協力する姿勢を示すことで、専門職からリレー案件を依頼しやすくするための環境づくりが必要。

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の検討体制について

- ・ 病院の対応として、成年後見制度は開始するまでに時間がかかることや、意思決定はできるが、身動きできない人の対応が成年後見制度でできないこととして課題になっている。
- ・ 医療の意思決定の分野などでこのモデル事業が進むように協力していきたい。
- ・ 病院としてこのモデル事業に期待している。

3 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

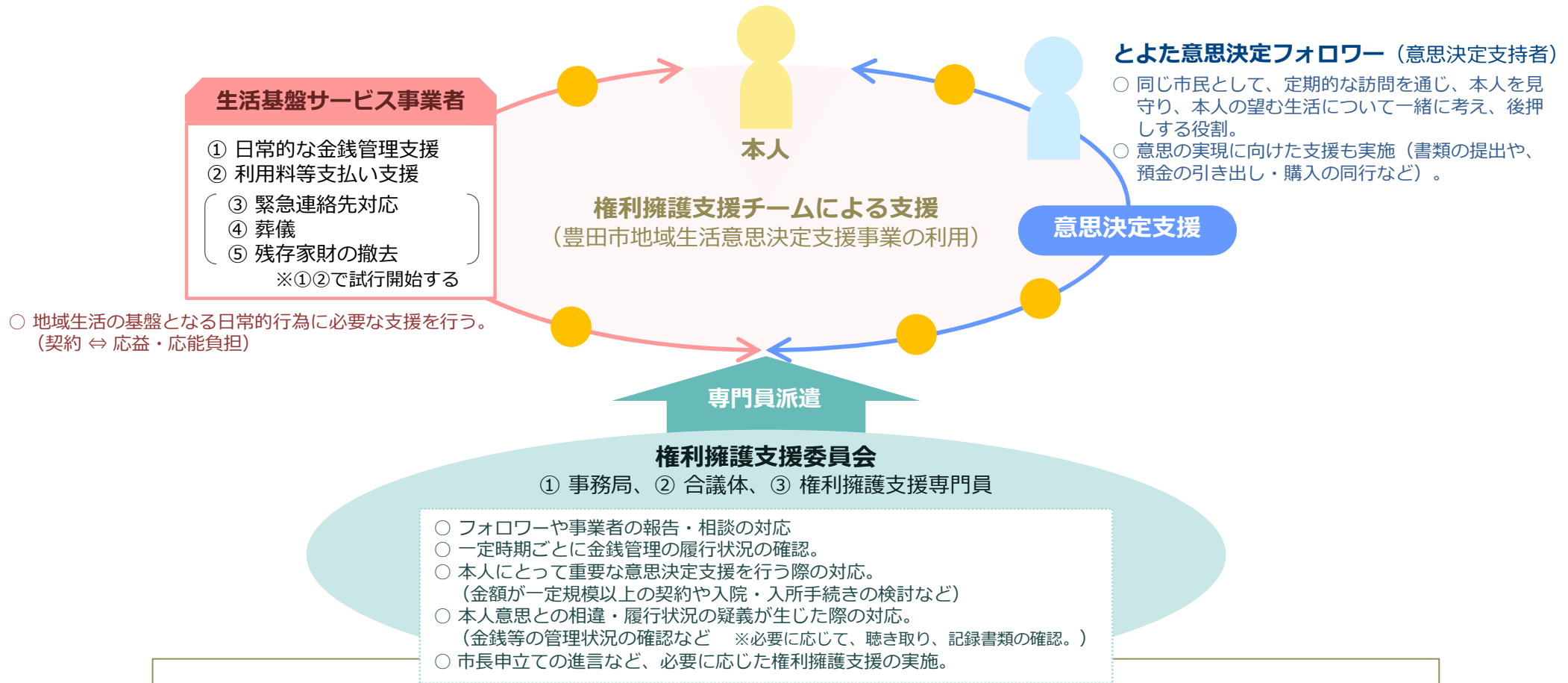
①後期（令和5～7年度）の取組について

【別添資料1】参照

4 身寄りのない市民が入所・入院できる環境整備について ・豊田市地域生活意思決定支援モデル事業の進捗状況

時期	研修WG（1回あたり120分を想定）	アドボケイトWG（1回あたり120分を想定）
5/31（火）	第1回WG（対面） <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業全体のイメージ擦り合わせ ○ 意思決定サポーターの活動イメージの意見交換 ○ スケジュールの確認と役割分担 	—
6/18（土）	第2回WG（オンライン） 13:00~14:30 <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者における金銭管理に対する課題認識の共有【報告】 ○ 生活基盤サービス事業者の支援イメージの意見交換 	第1回WG（オンライン） 15:00~16:30 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業全体のイメージ擦り合わせ ○ 後見監督人の活動内容の共有【報告】 ○ 権利擁護管理委員会の監督・支援イメージの意見交換
6/28（火）	第3回WG（対面・オンライン） 13:00~15:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ とよた市民後見人活動における意思決定支援への関わり方や支援状況等の共有【報告】 ○ 日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業における支援員の活動内容の共有【報告】 ○ 意思決定サポーターのあり方（何をやるか）の意見交換 	—
7/16（土） 7/23（土）	第4回WG（オンライン） 7/16（土）13:00~15:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業における金銭管理の実施方法の共有【報告】 ○ 生活基盤サービス事業者のあり方（何をやるか）の意見交換 	第2回WG（オンライン） 7/23（土）13:00~14:45 <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外事例や子どもアドボケイトの活動内容の共有【報告】 ○ 権利擁護管理委員会における「本人にとって重要な意思決定支援を行う際の対応」「本人意思との相違・履行状況の疑義が生じた際の対応」についての検討
7/26（火）	第5回WG（対面・オンライン） 13:00~15:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ 意思決定サポーター及び生活基盤サービス事業者の活動試案についての意見交換 	—
8/30（火） 9/7（水）	第6回WG（対面・オンライン） 9/7（水）10:00~12:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ 意思決定サポーター及び生活基盤サービス事業者の活動試案についての継続協議 ○ 権利擁護管理委員会の活動試案についての意見交換 	第3回WG（オンライン） 8/30（火）10:00~12:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護管理委員会の活動試案についての意見交換
9/24（土）	臨時（研修・アドボケイト合同）WG（対面・オンライン） 9/24（土）13:00~15:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ モデル実施段階における意思決定サポーター・生活基盤サービス事業者・権利擁護管理委員会の活動（案）についての確認 	
9/26（月）	豊田市地域生活意思決定支援事業のモデル実施事前説明会 9/26（月）13:30~16:00	

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度に求められてきた「金銭管理・意思決定支援・適切な支援の確認」等の支援を性質ごとに分解し、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各支援を分担・連携する仕組みづくりに着手（豊田市地域生活意思決定支援事業の試行）。
- 本事業は、将来的な成年後見制度（民法）の改正も視野に、身寄りのない方への支援としてニーズの高い金銭管理などの「生活基盤支援サービス」と、本人が元々有する能力の発揮と地域住民の社会参加による「意思決定支援」を組み合わせる支援を実施する。



- 地域共生社会の実現に向け、本人を中心した活動や支援に対し、「権利擁護支援」は重要な基盤かつ手段となるもの。
- 金銭管理を含む「権利擁護支援」に関する制度・事業は、いくつか存在しているが一長一短。認知症高齢者数の増加や障がい者の社会参加の機会増加により、今後増大・多様化するニーズに対し、特に、持続可能性の観点から現行の制度・事業は課題が多い。
- 以上のことから、豊田市では、先進事例であるイギリスの仕組みに関するダービーシャー州（姉妹都市）との意見交換や、市内や県内の関係者・全国的に意思決定支援に取り組む団体等との共働を通じ、新たな仕組みづくりを進めている。

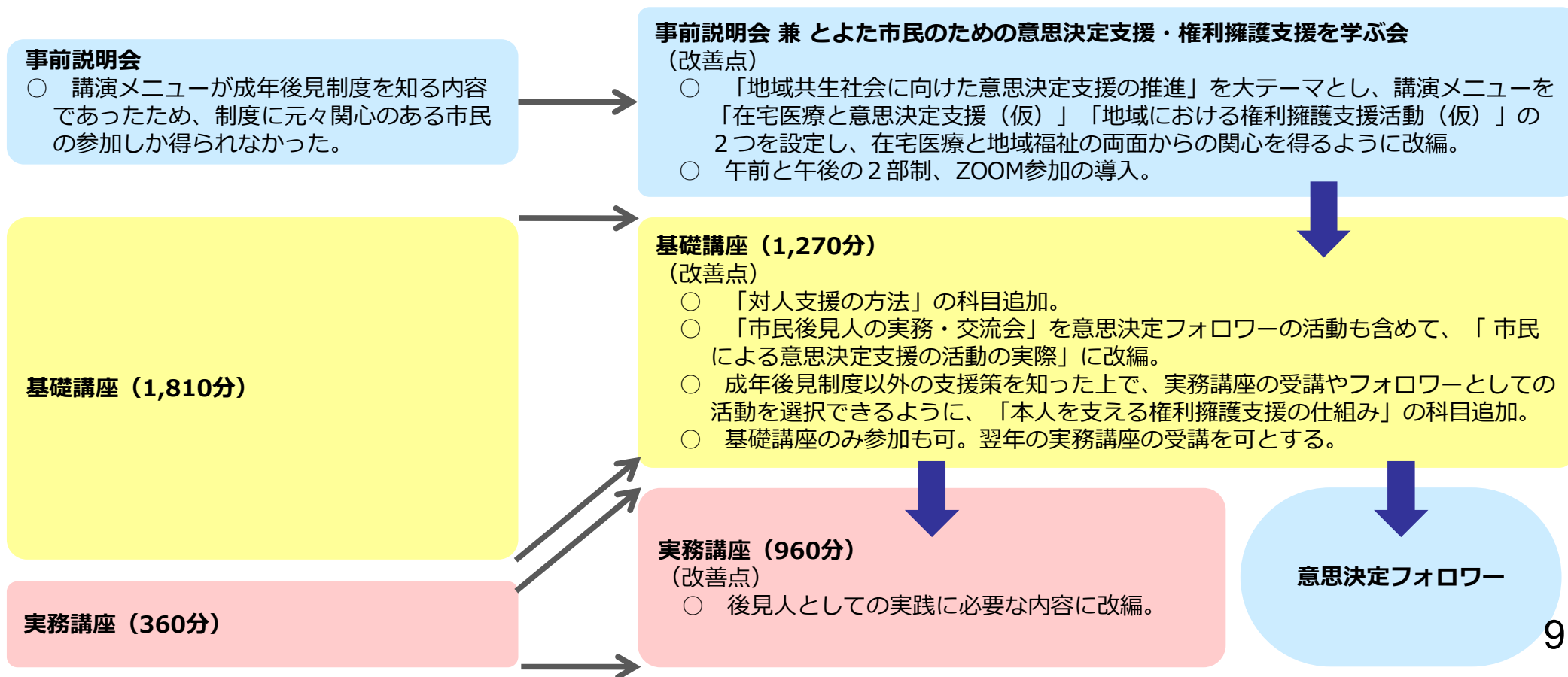
	成年後見制度（法定後見）	日常生活自立支援事業	任意代理契約	豊田市地域生活意思決定支援事業
対象者（本人）	判断能力が不十分な方 （契約の意味・内容を理解できなくても利用可能）	物事の判断に不安はあるが、 契約の意味・内容を理解できる方	同左	同左
実施者	後見人等 （親族or市民or法人or専門職）	社会福祉協議会	任意の契約相手	市民（フォロワー） +介護・福祉事業所等民間事業者 +専門的知見・実務経験の保有者
実施者の選び方	本人が選べない （家庭裁判所が選任）	本人が選べる （基本的には社協一択）	本人が選べる	本人が選べる
実施内容	財産管理 + 身上保護 （法律行為（契約、相続等） の代理や取消が可能）	福祉サービスの利用援助 + 日常的な金銭管理 + 書類等の預かり	任意での内容で、財産 管理等を委任する	地域生活上の意思決定支援 + 日常的な金銭管理
権利擁護支援 （特に意思決定 支援の観点）	後見人等による （意思尊重義務・身上配慮義務あり）	支援員の関わりの中で実施	規定等はない	仕組みとして導入
監督機関	家庭裁判所	県運営適正化委員会	なし	権利擁護支援委員会
利用に必要な 費用	金額不明 （本人の財産、後見人の業務 の内容によって後見人の報酬を家庭裁判所が決定）	1,200円/回（生保無料） + 書類等預かり250円/月	任意	豊田市において検討中 （応益・応能の仕組みの導入）

5 とよた市民後見人の育成・共働について

- とよた市民後見人養成講座の見直しに係る基本的な考え方としては、以下のとおり。
 - ① 市民に幅広く関心を持ってもらえるように、豊田加茂医師会の御協力も賜りながら、事前説明会を「とよた市民のための意思決定支援・権利擁護支援を学ぶ会」としての位置付けもしながら、講演メニューの充実を図る。
 - ② 内容については、家庭裁判所を含めて関係者に御理解と御協力を従前より賜っているものであることから、科目や時間数の大幅な変更は行わないが、市民による権利擁護支援活動として重要となる意思決定支援や身上保護の要素を充実させる。
 - ③ 豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォロー養成を想定することから、後見業務に関する内容は、すべて実務講座に集約する（基礎講座は、意思決定支援など権利擁護支援の重要性や、対象者の理解を中心にした内容にする）。

＜令和3年度養成講座＞

＜令和5年度養成講座（案）＞



4 豊田市地域生活意思決定支援事業の構想（案）について 「（仮称）意思決定サポーター」養成イメージ（案）

参考
(R3年度第3回法福
協議会資料抜粋)

- 豊田市では、「とよた市民後見人の育成・共働」を通じ、市民による意思決定支援の推進など権利擁護支援体制の広がりを見せている。その他、在宅療養の推進によるアドバンスケアプランニングの浸透、市民福祉大学による地域福祉教育などの取組も進んでいる。
- この地域住民等の参加という豊田市が有する特性を活かしつつ、さらに意思決定支援を推進するため、サポーターとして関わっていただける方の養成と、サポーターが「豊田市地域生活意思決定支援事業」で活躍できるようにするための支援に取り組んでいく。
- なお、本事業ではサポーターの養成の視点だけでなく、豊田加茂医師会の協力を仰ぎながらACPの内容も含め、豊田市において意思決定支援や権利擁護支援の重要性などを広く浸透させるため、理解の裾野を広げる活動としても取り組んでいく。



（仮称）意思決定サポーター

- 同じ市民として、本人を見守り、本人の望む生活について一緒に話し合い、一緒に考える役割。
- 意思の実現に向けた支援も実施（書類の提出や、預金の引き出し・購入の同行など）。

○市民後見人バンク登録待機期間中の活動や両方の要件を満たすことで、本人の判断能力低下後に、同じ方が市民後見人として引き続き、支援に関わることも可能。

意思決定支援追加研修

○とよた市民後見人養成講座の修了生で
意思決定サポーターとしての活動も希望する方

とよた市民後見人養成講座

豊田市意思決定サポーター 養成講座

○受講後、次のステップとして、サポーターではなく、
意思決定支援や権利擁護支援の視点を持ちながら、
参加者が望む様々な活動をしていただくことも応援

- ・家族として、家族のケアや人生会議に関わること
- ・施設や病院ボランティアとして活動すること
- ・御自身の仕事に活かすこと

○「とよた市民後見人養成講座」
の受講者拡大も想定

とよた市民のための 意思決定支援基礎勉強会

※意思決定支援の重要性を広く浸透させる
ことから、ACPの内容を含める方向性とし
たいため、豊田加茂医師会とも緊密に
連携する想定。

○家族との関わり、仕事としての活動、認知症サポーター・とよた市民福祉大学・とよたシニアアカデミー・
各種啓発事業などを通じて、さらなる地域での活動や、意思決定支援に関心を持つ方

- 「暮らし応援資金」については、これまでの当協議会での意見等を踏まえ、地域の権利擁護支援活動を「まち」全体で応援するという目的を明らかにするとともに、活用策を「人材の育成」・「活動団体の拡大」・「支援策の充実」という3つの応援の視点から整理した。

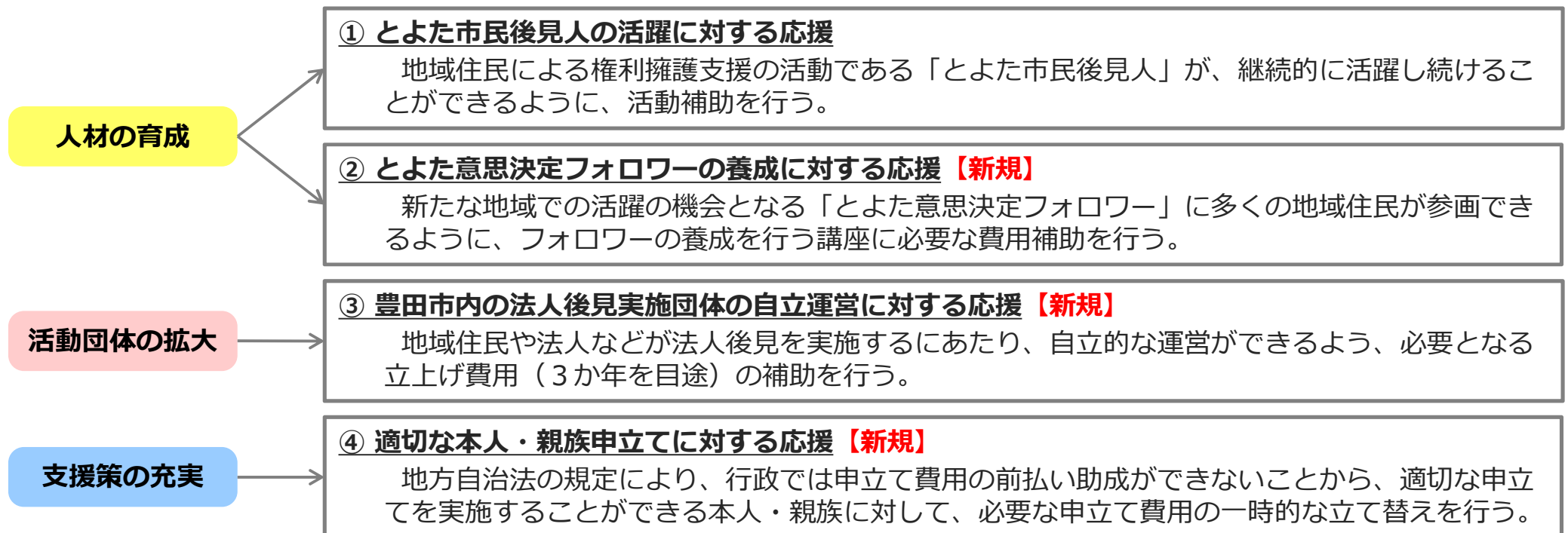
<法福連携推進協議会委員意見抜粋>

- ・ 当初の想定では市民後見人の報酬を補う仕組みだけでなく、権利擁護支援で幅広く活用できるものとする想定であった。【R2 第3回】
- ・ 将来的に企業等からも多くの寄付を集め、地域における権利擁護支援活動に広く活用できる仕組みを考えているのか、それとも市民後見人の活動助成に重きを置くのか分かりづらい。【R2 第3回】
- ・ モデル事業の意思決定サポーターの研修費用として活用することを提案したい。意思決定サポーターを増やしていくことが地域福祉の担い手づくりにもつながるため、検討をお願いしたい。【R4 第1回】
- ・ 暮らし応援資金の使い道については、できること、できないことを明確にしていきたい。【R4 第1回】

<3つの応援の視点>

<「暮らし応援資金」の活用策（案）>

※新規については、令和5年度より開始予定



6 懸案事項（新たな後見活動の担い手確保）について

● 法人を選任する際の考慮要素



民法843条4項

※保佐人・補助人について準用

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（**成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無**）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

法人の事業の種類及び内容



検討の視点（例）

- ✓ 法人として適正に成立、構成されているか
- ✓ 法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか

⇒営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意



確認資料（例）

- 法人登記の履歴事項全部証明書
- 定款
- 設立趣意書
- 事業計画書

法人の財務基盤



検討の視点（例）

- ✓ 財政状況（資産や収支）が安定しているか
- ✓ 本人に与えた損害を賠償する能力があるか
- ✓ 法人の財務が適正に管理されているか

⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認



確認資料（例）

- 決算報告書、貸借対照表、収支予算書
- 賠償責任保険の証書
- 組織規程、組織図、役員等名簿

法人を選任する際の考慮要素

後見等事務を遂行する能力



検討の視点（例）

- ✓ **事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか**
⇒ 経歴，研修歴，専門職団体への加入の有無，後見事務に関する活動実績等を確認
- ✓ **事務担当者に対する指導監督態勢は適切か**
⇒ 担当者から法人への定期報告の有無，理事会や専門委員会による監督や監査の有無，法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認
- ✓ **担当者に対する研修制度は整備されているか**
- ✓ **財産管理の方法は適切か**
- ✓ **不正発覚時の態勢が適切であるか**
- ✓ **個人情報保護の対策がとられているか**



確認資料（例）

- 役員等名簿
- 組織規程，組織図
- 後見業務の実施に関する規定や要領
- 法人内部の指導監督態勢の規定や要領
- 養成及び研修制度の内容が分かる書類
- 不正発覚時の対応規定
- 個人情報の取扱いに関する規定や要領

本人との利害関係



検討の視点（例）

- ✓ **本人との間に具体的な利害関係を有するか**
⇒ 本人に有償のサービスを提供しているなど
- ✓ **将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか**
- ✓ **実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか**



確認資料（例）

- 候補者事情説明書（裁判所の書式）
- 本人との利害関係の有無を示す資料

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

調査の内容

法人後見の選任の実情について把握するため、法人後見の選任実績の比較的多い家裁を対象に、実際に選任されている法人の実情や考慮要素に関する考え方等についてヒアリングを行った。

(※必ずしも全国的な傾向を示すものではないことに留意)

法人の財務基盤について

問題意識

- 財務基盤が脆弱であると法人の存続自体を危ぶませることになりかねず、長期間にわたり後見事務を行うという法人後見の大きなメリットを損なうおそれが生じる。また、多数の案件を受任している法人が財政破綻したときの影響は非常に大きい。
- 一方、後見事業は利益を追求する性質のものではない上、設立当初から安定性の客観的裏付けを求めることが困難な場合もあり得ることから、この段階で財務基盤の安定性を厳格に求めると、新規法人が成年後見人等を受任することは難しくなる。

選任の実情

- 財政状況の安定性について一定の基準を設けているわけではなく、最低限、明らかに財政状況が悪化しているなど経営破綻の兆候がないか、本人に損害を与えた際の賠償能力が確保されているかどうか、収支予測について合理的な説明があるかどうかを確認した上で、後見監督において定期的に疎明資料を提出させて財政状況を確認している例が複数あった。
- 法人の設立後間もなく、裁判所に財務状況に関する資料が提出できない場合でも、保険への加入や専門職への相談体制等を踏まえて、選任を認めている例があった。

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

後見等事務を遂行する能力について

問題意識

- 適正な後見業務を行うためには、人的態勢が整っていることが重要である。
- 個人受任の場合は、当該個人の資質について確認すれば足りるが、**法人受任の場合は法人の代表者が実際の後見事務担当者とは限らないため、組織的に後見事務を適正に遂行する能力が備わっているか、実質的に審査する必要がある。**

選任の実情

- **法人の人的構成、後見事務担当者の質、事務担当者に対する指導監督体制**を確認する例が多かった。
- 選任されている法人の多くは、**既に後見事務の経験のある社会福祉士、弁護士、司法書士が役員となっており、構成員の後見事務についての経験や専門職の関与に着目している**例が多かった。
- 後見事務担当者又は補助者が専門職でない場合でも、**専門職による内部的な指導・監督体制があるかどうか、外部のアドバイザーとして専門職が関わっているか、第三者機関による監督・チェックの仕組みがあるか**などの事情を勘案し、選任を認めた例もあった。

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

本人との利害関係について

問題意識

- 一般的に、本人に有償のサービスを提供している法人が本人の後見人等となり、利益相反関係に立ち、代理権を有することになると、対価としてふさわしくない出捐を本人にさせて利益を得たり、サービスの終了や変更ができなくなったりするなどの不正行為のリスクが否定できない。
- 特に本人が入所する施設を経営する法人が後見人等となると、被後見人等の居所の選択に係る自由も制限されることになりかねないなどの指摘もある。

選任の実情

- 法人又は法人の代表、理事長及び担当者等と本人との間に利害関係がないかどうかを確認している。
- 具体的な利害関係がある場合、**問題を解消するための方策（監督人の関与の在り方等）や、利害関係がどの程度であれば選任に支障がないといえるか等の整理が難しい**として、慎重に考える家裁が多かった。
- 特に本人が**入所する施設を経営する法人については、基本的には選任を避けるとの考えを示す家裁が多かった**（ただし、ここ数年、本人が入所する施設を経営する法人を候補者として申立てがあった事案は見当たらないとする家裁もあった。）。
- 本人が入所する施設の関連法人が候補者となった事案について、法人の役員や職員が重複していないか、財政基盤が分かれているかなど、実質的な利益相反の可能性を検討した上で、選任した例があった。
- 本人が入所する施設を経営する法人、本人に福祉サービスを提供する法人を巡っては、その選任の適否をどのように考えるべきか、どのような監督体制があれば利益相反を防止するために十分といえるのか等について、検討を深める必要がある。

前期期間の総括

1 豊田市成年後見制度利用促進計画について（令和2年3月策定）

計画期間 令和2年度から令和7年度まで
目指すまちの姿 安心して自分らしく生きられる 支え合いのまち
位置付け 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条に規定される「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）」
具体的取組 【重点取組】新規又は拡充を行う取組。毎年度の取組指標を設定。【基礎取組】既に実施している基本的な取組。毎年度実績を確認。【懸案事項】体制強化に向けて検討を進める事項。

2 中間見直しの考え方

計画の取組評価を行った上で、国の動向、社会情勢の変化（コロナ禍、DX等）、関係者の意見等を考慮して見直しを行う

第二期成年後見制度利用促進計画（令和4年3月閣議決定）

計画期間 令和4年度から令和8年度まで
ポイント ①「権利擁護支援」が、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として位置付けられた。
②市町村計画に「盛り込むことが望ましい内容」が示された。
③成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援策の充実という施策が示された。

3 計画の取組評価と見直しの方向性

Table with 3 columns: 重点取組, 取組評価, 見直しの方向性. Rows include activities like '支援者・専門職向け研修会の開催', 'センターにつながるケース目安の作成', etc.

※基礎取組（14取組）は、一部の取組を重層的支援体制整備事業の取組と一体的に実施するなどとして継続する。
※懸案事項（4取組）は、「2 中間見直しの考え方」に沿って、重点取組（2）、基礎取組（1）、懸案事項（1）に整理する。

第二期成年後見制度利用促進計画を踏まえた中間見直しへの反映

- ①本計画では「権利擁護支援」の考え方を既に取り入れているため、「目指すまちの姿」の見直しは不要。
②本計画では「盛り込むことが望ましい内容」を既に取り入れているため、「取組の体系」の見直しは不要。
③成年後見制度以外の権利擁護支援策として「豊田市地域生活意思決定支援事業」等の取組や権利擁護支援の重要な要素である「意思決定支援」に関する取組を重点取組に追加。

今後当事者にヒアリング実施

4 中間見直しの方針

「目指すまちの姿」・「取組の体系」は継続しつつ、「具体的取組やその内容」については見直しを行う。

重点取組①

(旧名称：身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備)
身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

(担当課) 福祉総合相談課

豊田市は ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○

関係者の意見
・成年後見制度が利用できない人や身寄りのない人に対する新たな支援策が必要

Timeline table for Focus Group 1 with columns for fiscal years 2022-2027 and rows for '取組指標' (Real status survey, Issue整理, Countermeasure check).

重点取組②

(旧名称：豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及)
多職種と連携した意思決定支援の普及

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

(担当課) 地域包括ケア企画課、福祉総合相談課

豊田市は ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○

関係者の意見
・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（国）」発出を受けて、ガイドラインに関する意思決定支援研修が必要

Timeline table for Focus Group 2 with columns for fiscal years 2022-2027 and rows for '取組指標' (Point collection dissemination, Joint training, etc.).

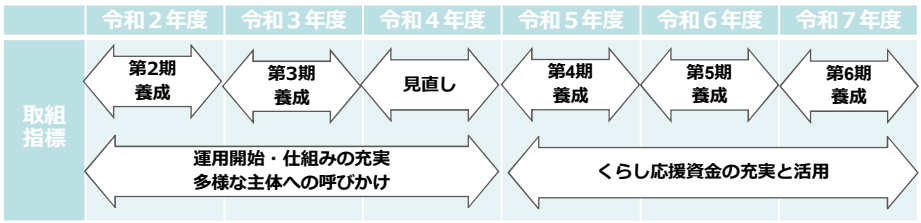
重点取組③

とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

(担当課) 福祉総合相談課

豊田市は ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○
関係者の意見
・くらし応援資金の使い道の明確化が必要



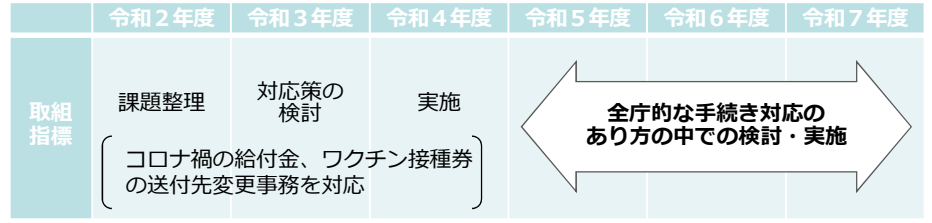
重点取組④

(旧名称：送付先変更に係る手続き事務の簡素化) 送付先変更に係る手続き事務のスマート化

豊田市

(担当部署) デジタル化推進本部

豊田市は ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○
関係者の意見
・後見人だけでなく幅広く市民を対象とした取組を検討してほしい



重点取組⑤

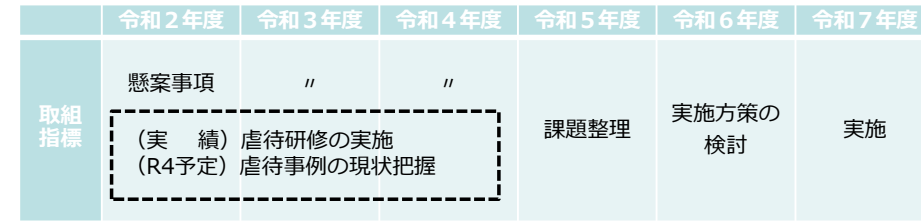
懸案事項から移行

高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり

支援者 専門職 センター 豊田市

(担当課) 福祉総合相談課

豊田市は ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○
○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○
○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○



重点取組⑥

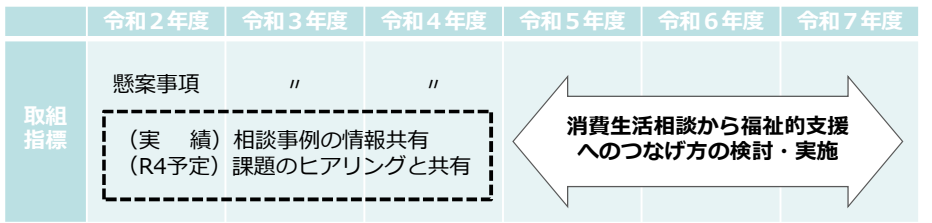
懸案事項から移行

(旧名称：消費生活センターとの連携策の検討) 消費生活センターとの連携策の構築

センター 豊田市

(担当課) 福祉総合相談課、消費生活センター

豊田市は ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○
○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○
○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○



懸案事項

新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

豊田市は ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○
○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○

令和3年度とよた市民後見人養成講座 カリキュラム

【事前説明会】135分

講座	時間	科目
事前説明会	10分	開会
	90分	成年後見制度について
	20分	豊田市における市民後見人の養成・共働について
	15分	とよた市民後見人養成講座について

【基礎講座】1,810分

講座	時間	科目
1日目	10分	開講式
	30分	オリエンテーション
	30分	①豊田市の市民後見活動の理念と後見センターの役割
	30分	②家庭裁判所の役割
2日目	90分	③権利擁護と成年後見制度
	90分	④本人の理解（認知症） ⑤高齢者支援 ※事例検討含む
3日目	90分	⑥障がい者総合支援法と本人の理解（知的障がい）
	90分	⑦本人の理解（精神障がい）
4日目	120分	⑧意思決定支援と在宅医療
	60分	⑨介護保険制度
5日目	90分	⑩医療機関と公的医療保険制度
	90分	⑪医療費助成、後期高齢者医療保険
6日目	90分	⑫法律知識の基礎（民法）
	90分	⑬社会保障制度の概要（国民健康保険・国民年金）
7日目	150分	⑭市民後見人の実際
	30分	交流会
8日目	60分	⑮とよた市民後見人の実務1 （各講座の振り返り）
	120分	⑯グループワーク・発表 「後見人等の役割を考えよう①」
9日目	180分	⑰グループワーク・発表(本・後) 「後見人等の役割を考えよう②」
10日目	90分	⑱とよた市民後見人の実務2 （後見人等としての心構え）
	90分	⑲とよた市民後見人の実務3 （就任時の手続き、定期報告、報酬の仕組み）

【実務講座】360分

講座	時間	科目
1日目	180分	①後見事務の実際Ⅰ
2日目	180分	②後見事務の実際Ⅱ

令和5年度とよた市民後見人養成講座 カリキュラム（案）

参考資料1

【事前説明会】240分

（改善点）幅広い層に関心を持ってもらえる内容を2部制で開催して、午前と午後で実施することで参加しやすくした。また、zoom参加を導入した。

講座	時間	科目	開催方法	目的
事前説明会 (第1部)	10分	挨拶	会場 & zoom	医療
	90分	地域共生社会に向けた意思決定支援の推進～在宅医療と意思決定支援（仮）～		
	10分	豊田市における権利擁護の取り組みについて		
	10分	とよた市民後見人養成講座について		
	60分	休憩		
事前説明会 (第2部)	10分	挨拶	会場 & zoom	福祉
	90分	地域共生社会に向けた意思決定支援の推進～地域における権利擁護支援活動（仮）～		
	10分	豊田市における権利擁護の取り組みについて		
	10分	とよた市民後見人養成講座について		

【基礎講座】1,270分

（改善点）意思決定支援や身上保護に関する基礎知識を習得できるカリキュラムに見直した。基礎講座のみ参加も可能で、翌年の実務講座の受講ができる仕組みとした。

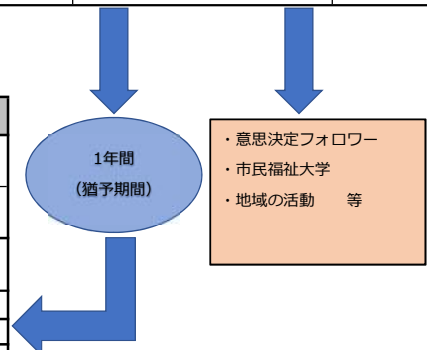
（本：本人の意思と利益の尊重、市：市民としての生活の実現、生：生活等への変化の気づき、後：後見人としての自覚、公：公正な支援）

講座	時間	科目	開催方法	目的
1日目	10分	開講式	会場（録画による補講あり）	—
	30分	オリエンテーション		本・市
	60分	①豊田市の市民後見活動の理念		市・生
	90分	②権利擁護と成年後見制度		本・生
2日目	90分	③本人の理解（認知症）	会場（録画による補講あり）	市・生
	90分	④高齢者支援 ※事例検討含む		後・公
3日目	90分	⑤障がい者総合支援法と本人の理解（知的障がい）	会場（録画による補講あり）	本・後
	90分	⑥本人の理解（精神障がい）		市・生
4日目	120分	⑦医療機関と公的医療保険制度	会場（録画による補講あり）	後・公
	60分	⑧意思決定支援と在宅医療		本・後
5日目	90分	⑨介護保険制度	会場（録画による補講あり）	市・生
	90分	⑩法律知識の基礎（民法）		後・公
6日目	180分	⑪対人支援の方法	会場（録画による補講あり）	—
7日目	150分	⑫市民による意思決定支援の活動の実際	会場（録画による補講あり）	—
8日目	150分	⑬本人を支える権利擁護支援の仕組み	会場（録画による補講あり）	後・公
	30分	修了式		—

【実務講座】960分

（改善点）後見人としての実践に必要な内容を充実させるカリキュラムに見直した。

講座	時間	科目	開催方法
1日目	60分	実務講座の説明	会場
	120分	①豊田市役所 福祉部の話 ②グループワーク・発表（後・公） 「後見人等の役割を考えよう①」	会場
2日目	180分	③グループワーク・公表（本・後） 「後見人等の役割を考えよう②」	会場
3日目	180分	④とよた市民後見人の実務1(後・公)	会場
4日目	180分	⑤とよた市民後見人の実務2(後・公)	会場
5日目	60分	⑥家庭裁判所の役割	会場
6日目	180分	⑦とよた市民後見人の実務まとめ（後・公）	会場



豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

参考資料 2

番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4 9月末	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4
1	重点	支援者・専門職向け研修の開催 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	開催回数 (回)	1	5	3	後見支援センター 福祉総合相談課	研修実施	→	→
							障がい福祉課 高齢福祉課	実施にむけた委託先等へのヒアリング及び周知協力	→	→
							支援者 専門職	研修参加	→	→
<p>＜令和4年度中間報告＞</p> <p>初任者対象の関係機関向け研修では、「つなげる目安」を活用し成年後見制度の基礎知識を身に付けられるような工夫を行った。</p> <p>今後、現任者に向けて、実際に関わった高齢・障がい・医療の各部門の支援者に登壇してもらい、8050を身近なテーマとして捉えられる工夫を凝らした研修を行う予定。</p> <p>専門職交流会を開催し、「意思決定支援」をテーマに、豊田市地域生活意思決定支援事業の説明と事例を基に意見交換をした。</p>										
2	基礎	市民向け啓発の実施	開催回数 (回)	13	10	9	後見支援センター 福祉総合相談課	計画わかりやすい版の作成 市民向け公開講座・出前講座の継続実施	わかりやすい版を活用した 市民向け公開講座・出前講座の継続実施	→
							専門職 支援者	市民向け公開講座・出前講座への参画	→	→
							市民	市民向け公開講座・出前講座への参加	→	→
3	基礎	金融機関向け研修会の開催 (市分担課) 高齢福祉課	開催回数 (回)	0	0	3	後見支援センター 福祉総合相談課 支援者	関係機関調整・実施	→	→
							高齢福祉課	実施にむけた委託先等への調整協力	→	→
<p>＜令和4年度中間報告＞</p> <p>豊田信用金庫との「共働によるまちづくりパートナーシップ協定」の連携事業として、採用1、2年目の職員を対象に成年後見制度に関する研修を実施。 (4月8日、7月6日、7月13日)</p>										

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

参考資料 2

番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4 9月末	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4
4	重点	成年後見支援センターにつなげるケースの目安の作成 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	-	-	-	-	後見支援センター 支援者 福祉総合相談課	内容検討	目安の完成、活用開始	→
							障がい福祉課 高齢福祉課	委託先等へ検討の協力要 請を行うことの承諾	活用開始	→
							専門職	内容への助言等	活用時の助言等	→
<p><令和4年度中間報告> 高齢・障がい・医療分野の関係機関向けに、つなげる目安を用いて、事例を基にした研修を行っている。 来年度以降も継続して研修を実施予定。</p>										
5	基礎	多機関合同事例検討会の実施	開催回数 (回)	3	3	0	後見支援センター 支援者	検討会の継続実施	→	→
							福祉総合相談課 専門職	検討会への参画	→	→
6	基礎	総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談 支援事業所における相談対応 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	対応回数 (回)	1098	1173	790	福祉総合相談課 支援者 後見支援センター	相談対応の継続実施	→	→
							高齢福祉課 障がい福祉課	委託先等が一次窓口とし て機能するための協力	→	→
7	懸案	消費生活センターとの連携策の検討 (関係課) 福祉総合相談課、消費生活センター	-	-	-	-	福祉総合相談課 後見支援センター 消費生活センター	現状及び課題整理	4で作成した目安を基 にした内容の検討	消費生活センター用 つなげる目安活用開始
<p><令和4年度の中間報告> 個別相談の情報共有を実施。今後、消費生活センターにおける課題のヒアリングを行い、連携策の方向性を協議する。</p>										

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

参考資料 2

番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4 9月末	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4
8	基礎	センターによる相談対応とケース会議の出席	対応回数 (回)	3137	3148	1814	後見支援センター	継続対応	→	→
							福祉総合相談課 支援者 専門職	対応の協力、助言等	→	→
9	基礎	日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行調整の実施	移行件数 (件)	8	10	4	後見支援センター 支援者	移行調整の継続実施	→	→
10	懸案	高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	-	-	-		福祉総合相談課 後見支援センター	現状の対応継続	課題整理	対応策の検討
<p><令和4年度中間報告> 高齢者虐待・障がい者虐待対応合同研修を8月15日に実施。今後、高齢者・障がい者虐待ケースの現状把握を行い、虐待対応の検証を行っていく。</p>										
11	基礎	多職種による受任調整会議の実施	実施件数 (件)	63	63	37	後見支援センター 専門職 福祉総合相談課	受任調整会議の 継続実施	→	→
12	基礎	センターによる申立支援の実施	支援人数 (人)	96	91	76	後見支援センター	申立支援の継続実施	→	→
							市民 支援者 専門職 福祉総合相談課	実施への協力、助言等	→	→
13	基礎	市長申立の実施と円滑な実施体制の整備	申立件数 (件)	15	14	12	福祉総合相談課 後見支援センター	継続実施	→	→

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

参考資料 2

番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4 9月末	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4
14	重点	とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	-	-	-	-	後見支援センター 福祉総合相談課 専門職	2期生養成及び権利擁護支援活動を支える仕組みの運用開始	3期生養成及び仕組みの充実	講座の方向性と仕組みの運用についての見直し
							市民 支援者	講座及び仕組みへの参画	→	→
<p>＜令和4年度中間報告＞</p> <p>市民後見人養成講座のカリキュラムの見直し案、くらし応援資金の活用案を作成した（詳細は別議題で協議）</p> <p>1 1月よりホームページを開設し市民後見人の活動についての周知を図る予定。</p>										
15	基礎	センター法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実施体制の確立	受任件数 (件)	41	45 (監督人含)	50 (監督人含)	後見支援センター 支援者 福祉総合相談課	継続実施	→	→
16	基礎	利用支援事業の実施と必要に応じた見直し	実施件数 (件)	51	81	27	福祉総合相談課	継続実施	→	→
17	懸案	新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討 (市分担課) 総務監査課、障がい福祉課、介護保険課	-	-	-	-	後見支援センター 福祉総合相談課	課題整理・解決手法の洗い出し	対応策の検討・実施	→
							総務監査課 障がい福祉課 介護保険課 専門職 支援者	社会福祉法人等との連携策に関するヒアリング等への協力	検討への参画及び実施における協力	→
<p>＜令和4年度中間報告＞</p> <p>法人後見に関心のある社会福祉法人や金融機関にヒアリングを実施し、法人後見立ち上げに必要な課題の洗い出しを行う。</p>										

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

参考資料 2

番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4 9月末	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4
18	重点	親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施	相談件数 (件)	13 (7月 ～)	31	22	後見支援センター 専門職 福祉総合相談課	本格開催	定期開催	→
							市民 支援者	相談会の活用、参画	→	→
<p><令和4年度中間報告> 相談会を継続実施中。親族後見人や任意後見制度の利用を検討している市民からの相談に運用している。 市民後見人からの相談はセンターの職員が対応しているが、法的な懸案がある場合については今後この相談を活用していく予定。 また、任意後見制度利用希望者の増加を見越して、専門職による任意後見相談会（出張相談含む）を検討中。</p>										
19	重点	送付先変更に係る手続き事務の簡素化	-	-	-	-	福祉総合相談課 後見支援センター	課題整理	対応策 の検討	実施
		(市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課、介護保険課、福祉医療課					障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課 福祉医療課	課題整理に関するヒア リング等への協力	課題を踏まえた対応策 の検討	実施・運用
<p><令和4年度中間報告> 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金にかかる確認書の送付先変更事務を対応した。</p>										
20	基礎	成年後見支援センターによる後見人等からの相談対応と支援の実施	支援人数 (人)	77	76	55	後見支援センター	継続実施	→	→
							専門職 支援者 市民	センターの活用、支援に おける協力	→	→

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

参考資料 2

番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4 9月末	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4
21	重点	豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及 (市分担課) 地域包括ケア企画課	-	-	-	-	地域包括ケア企画課 支援者	ポイント集普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	→
							福祉総合相談課 後見支援センター 市民 専門職	普及啓発における協力 検討への参画	研修等への参加	→
<p><令和4年度の間接報告> 17名の利用者に対し、わたしのノート（スタート編）等を活用したモデル取組を実施中。 今後、協力事業所に対しヒアリング等を行い、モデル取組の評価（まとめ）を実施予定。</p>										
22	基礎	エンディングノートの活用による普及と内容の充実 (市分担課) 地域包括ケア企画課	開催回数 (回)	4	4	2	地域包括ケア企画課 支援者 後見支援センター	普及啓発や内容の充 実に向けた検討 出前講座等による啓発 活動	出前講座等による啓発 活動	→
							市民 専門職	エンディングノートの活用	→	→

豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく事業実施について（令和2年度～令和4年度）

参考資料 2

番号	分類	具体的な取組	実績	R2	R3	R4 9月末	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4
23	重点	身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備	-	-	-	-	地域包括ケア企画課 福祉総合相談課 後見支援センター	実態調査	課題整理	対応策の検討
		(市分担課) 地域包括ケア企画課、生活福祉課、消防					支援者 専門職 生活福祉課 消防(警防救急課)	実態調査の協力	課題整理への協力	対応策の検討への参画
<p><令和4年度中間報告> 身寄りのない方の新たな支援策の取組として豊田市地域生活意思決定支援事業の検討を開始し、9月26日に事業説明会を実施。 また、10月25日に「障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業に関する協定書」を（一社）日本意思決定支援ネットワーク、（公財）日本財団、豊田市の三者で締結した。</p>										
24	基礎	本人等が地域で暮らすために必要な取組の充実	-	-	-	-	全ての主体	各種計画に位置付けられた取組みの推進	→	→
25	懸案	居住支援に関する取組との連携策の検討	-	-	-	-	定住促進課	居住支援協議会の立上げ	課題整理	対応策の検討
		(関係課) 定住促進課					福祉総合相談課 後見支援センター 支援者 専門職	居住支援協議会への参画及び協力	→	→
<p><令和4年度の中間報告> 「賃貸人の居住支援に対する理解が進んでいない」ことをテーマに部会を組織し、必要な情報の整理や情報伝達の仕組み等を協議している。</p>										

令和4年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議 意見書

氏名 _____

○本日の会議で言い足りなかったことや、追加意見などがあれば、ご記入ください。

11月17日（木）までにメールまたはFAXにてご提出ください

送付先

豊田市 福祉総合相談課

権利擁護支援担当 杉浦

TEL (0565) 34-6791

FAX (0565) 33-2940

E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp